

パブリックコメント手続実施要項

作成日:令和5年(2023年)2月14日

案件の名称	みのおサンプラザ1号館建替えに伴う公共施設の再編(素案)
パブリックコメント手続実施の目的	みのおサンプラザ1号館の建物は耐震不足のため、市を含む区分所有者によって建替えることが決定されました。建替えに伴い、当該建物に設置している公共施設を再編する必要があることから、その再編(素案)について広く市民のみなさまの意見を募集します。
実施部局名	地域創造部 地域活性化室
(問い合わせ先)	地域活性化室 (電話:072-724-6741)
パブリックコメントの対象となる資料	みのおサンプラザ1号館建替えに伴う公共施設の再編(素案)
参考資料	—
閲覧方法と閲覧場所	(1) 市ホームページ (アドレス: https://www.city.minoh.lg.jp/tokuteichiki/sunplazapc.html) (2) 地域創造部地域活性化室(箕面市役所 別館5階56番窓口) (3) 行政資料コーナー(箕面市役所 別館1階12番窓口) (4) 箕面市役所豊川支所、止々呂美支所、総合保健福祉センター (5) 西南生涯学習センター、中央・東・桜ヶ丘・西南・小野原・船場図書館、らいとぴあ21、みのお市民活動センター、箕面文化・交流センター ※(2)~(4)は、市役所開庁日の8時45分から17時15分まで (5)は、各施設の開館日、開館時間中
意見等の提出期間	令和5年(2023年)3月1日から3月30日まで(郵便の場合は必着)
意見等の提出方法	次のうちいずれかの方法で提出してください。 (1) 閲覧場所の窓口への提出 (2) 郵便による送付 (3) ファクシミリによる送付 (4) 電子申請システム(LoGo フォーム)による送付 ※閲覧場所の窓口意見書のひな形をご用意していますので、ご利用ください。 (自由な形式で提出していただいてもかまいません。)

LoGo フォーム
QR コード



意見等を提出できるかた	<ul style="list-style-type: none"> (1) 本市にお住まいのかた (2) 本市に事務所又は事業所がある事業者 (3) 本市にある事務所又は事業所に勤務しているかた (4) 本市にある学校に在学しているかた (5) 本市に対して納税義務を有しているかた (6) 上記(1)から(5)に該当するかたで構成された団体
意見等を提出する際の必要記載事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 意見を提出しようとする素案の名称 (2) 氏名及び住所(上記の「意見等を提出できるかた」のうち(2)～(5)に該当するかたにあたっては名称及び所在地、(6)に該当する団体にあつては、団体名及び団体事務局所在地) (3) 上記の「意見等を提出できるかた」のうち、該当する区分
提出された意見等及び市の考え方の公表方法	<p>「閲覧方法と閲覧場所」に記載の方法・場所で公表します。 公表期間: 令和5年(2023年) 6月頃を予定 ※意見提出者への個別回答はいたしませんのでご了承ください。</p>
備考	